

まえがき

今日、日本社会の様々な領域において構造的な変化が進行しています。特に産業や経済の変容は雇用形態の多様化・流動化にも直結し、子供たちが将来に不安を感じ、学校での学習に自分の将来との関係で意義が見いだせず、学習意欲が低下し、学習習慣が確立していないといった状況も指摘されています。

このような中で、一人一人が「生きる力」を身に付け、しっかりとした勤労観・職業観を形成・確立し、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応する力を高めることが重要な課題となっています。社会的・職業的自立に向け、必要な能力や態度を育て、一人一人のキャリア発達を支援する「キャリア教育」が強く求められています。

文部科学行政関連の審議会報告等で、「キャリア教育」が文言として初めて登場したのは、中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について（平成 11 年 12 月）」です。

本答申では「学校教育と職業生活との接続」の改善を図るために、小学校段階から発達段階に応じて「キャリア教育」を実施する必要があると提言されました。

その後、国立教育政策研究所生徒指導研究センターでは、「児童生徒の職業観・勤労観を育む教育の推進について」の調査研究を行い、平成 14 年 11 月に報告書をまとめました。この中では、「職業観・勤労観」を定義し、その望ましさや、育成を図っていくことの必要性について言及しています。また、子供たちへの指導・援助の基本方向を検討するとともに、小・中・高一貫した系統的学習プログラム「職業観・勤労観を育む学習プログラムの枠組み（例）－職業的（進路）発達に関わる諸能力の育成の視点から－」を作成しました。そして、平成 16 年 1 月、「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議」から最終報告書が公表されるなど、我が国における「キャリア教育」の推進にとって重要な提言が相次いで出されました。

さらに、平成 18 年 12 月、およそ 60 年ぶりに教育基本法が改正され、教育の目標の一部として「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」が位置付けられました（第 2 条第 2 号）。また翌年改正された学校教育法において、新たに定められた義務教育の目標の一つとして「職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて進路を選択する能力を養うこと」が規定され、小学校からの体系的なキャリア教育実践に対する明示的な法的根拠が整えられました。

加えて、平成 20 年 1 月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」においても、新しい学習指導要領でのキャリア教育の充実が求められ、同年 3 月には小学校と中学校の学習指導要領が、平成 21 年 3 月には高等学校の学習指導要領がそれぞれ本答申に基づいて改訂されました。また、平成 20 年 7 月 1 日に「教育振興基本計画」が閣議決定され、今後 5 年間（平成 20～24 年度）に取り組むべき施策の一つとして「関係府省の連携により、小学校段階からのキャリア教育を推進する。特に、中学校を中心とした職場体験活動や、普通科高等学校におけるキャリア教育を推進する」ことが挙げられています。これを受け、同年 12 月には、文部科学大臣が中央教育審議会に対して「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」を諮問し、平成 23 年 1 月に答申がまとめられました。本答申では、キャリア教育を「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」と新たに定義付け、キャリア教育を通して中心的に育成すべき力として「基礎的・汎用的能力」を提示しています。

これまで本資料集は、文部科学省、国立教育政策研究所等において出された関連する主な研究報告書・手引・資料などをできるだけ網羅的に収録することを基本方針としつつ、毎年度「増補版」として版を重ねて参りました。けれども、中央教育審議会がキャリア教育の新たな方向性を示す答申をまとめたこと等に鑑み、平成 22 年度版より当該答申及びその後公表された最新資料に焦点を絞りながら掲載資料の精選を図ることと致しました。本資料集が各教育委員会、学校等において、「キャリア教育」の研修や具体的な実践の参考として広く活用されることを期待しています。

平成 24 年 4 月

国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター